

北海道強靱化計画 原案 ー 要旨 ー

I 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

- ▶ 北海道の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するのみならず、国全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題
- ▶ 国、市町村、民間事業者、道民等の総力を結集し、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

- ▶ 国土強靱化基本法に基づく地域計画であり、北海道における強靱化施策を推進するための基本的な指針

II 北海道強靱化の基本的考え方

1 国全体で取り組むべき国土強靱化政策のあり方

- ▶ 全国各地域の実情や自然災害リスクの特性に応じた地域強靱化の取組促進
- ▶ 東京一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図るための政策転換
- ▶ 地域間ネットワークを基本とした国全体のバックアップ体制の構築

2 国土強靱化に向けた北海道の役割

- ▶ 国土強靱化を支える北海道の強み
 - ・ 地理的な優位性
 - ・ 高い食料供給力
 - ・ 多様なエネルギー資源ポテンシャル
 - ・ 利用度の高い土地と都市機能
 - ・ 耐災害性に優れた寒冷地技術
- ▶ 国土強靱化の中で北海道が担うべき役割
 - ・ 経済活動等におけるリスク分散の受け皿
 - ・ 食料・エネルギーの安定供給
 - ・ 被災地への緊急支援

3 北海道強靱化の必要性

- ▶ 人口減少の進行や投資余力の減少等による地域社会の活力低下、社会資本整備の遅れといった課題とも相まって、本道における大規模自然災害の発生時には、道民生活等に甚大な被害が生じる恐れ
- ▶ こうしたリスクに正面から向き合い、強靱な北海道をつくることは、道民の安全安心や本道の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組

4 北海道強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- (2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- (3) 北海道の持続的成長を促進する

5 計画の対象とするリスク

- ▶ 地震・津波、火山噴火、豪雨、豪雪など北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般
- ▶ 国全体の強靱化への貢献という観点から、首都直下地震などの道外における大規模自然災害

6 北海道強靱化を進める上での留意事項

- ▶ 北海道の特性を踏まえた取組の推進
 - ・ 個々の災害リスクへの対応とともに、複合災害も含め本道におけるあらゆる自然災害への対応力を強化すること
 - ・ 人口減少や過疎化の進行など、本道の置かれた社会状況に配慮した対策を講じること
 - ・ 食料・エネルギーなど強みの活用とともに、移動の利便性向上など不利要因を克服するため取組を進めること
- ▶ 連携・ネットワークを重視した取組の推進
 - ・ 国、道、市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力による取組を進めること
 - ・ 広域的な見地から道内はもとより道外も含めた地域間の連携による対応を図ること
 - ・ 国の施策の積極的活用や道内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ▶ 国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、北海道の特性等を踏まえ、整理・統合・絞り込み等を行い、7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

- ▶ 国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、北海道の特性等を踏まえ、整理・統合・絞り込み等を行い、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態
1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の大幅な低下
4. ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5. 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下
6. 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7. 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

- ▶ 21の「最悪の事態」ごとに、現状の数値データ等を参考に、施策の推進状況や課題等を整理し、事態回避に向けた対応力について評価を実施

4 評価結果（カテゴリー別にポイントを提示）

カテゴリー	評価のポイント（施策の推進状況や課題等を踏まえた対応方向）
人命の保護	・防災上重要な公共施設等の防災対策、各種災害に対応したソフト面の対策強化 など
救助・救急活動等	・関係行政機関、民間企業等との一層の連携強化、地域間連携の強化 など
行政機能の確保	・道、市町村等の業務継続体制の一層の充実、道内外の行政機関との応援受援体制の強化 など
ライフラインの確保	・食料・エネルギーの供給力強化、広域性を踏まえた交通ネットワークの一層の充実 など
経済活動の維持	・リスク分散、サプライチェーン維持の観点からの企業立地の促進 など
二次災害の抑制	・国土保全機能の維持に向け、森林や農地の保全に向けた取組推進 など
迅速な復旧・復興等	・災害対応に不可欠な存在である建設業と行政の連携強化 など

IV 北海道強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

- ▶ 脆弱性評価において設定した21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、北海道強靱化に向け関係者の連携のもとで推進する施策を提示（60の施策項目、122の施策を登載）

2 施策推進の指標となる目標値の設定

- ▶ 施策推進に当たり、個々の施策の進捗や実績を定量的に把握するため、関連する数値指標を設定
- ▶ 機動的な施策推進のため、計画策定後の状況変化等により目標値の見直しや新たに設定することも想定

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

- ▶ 計画の実効性を確保するため、影響の大きさ、施策の進捗状況、平時の効用、国全体への強靱化への寄与といった観点から、施策プログラムに登載する60の施策項目のうち38項目を重点化

【施策プログラム一覧】

* 下線表記は重点施策項目

起きてはならない最悪の事態	施策項目
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	<u>○住宅・建築物等の耐震化</u> <u>○建築物等の老朽化対策</u> <u>○避難場所等の指定・整備</u> <u>○緊急輸送道路等の整備</u> ○地盤等の情報共有
1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	<u>○警戒避難体制の整備</u> <u>○砂防設備等の整備</u>
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	<u>○津波避難体制の整備</u> <u>○海岸保全施設等の整備</u>
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<u>○洪水・内水ハザードマップの作成</u> <u>○河川改修等の治水対策</u> <u>○地下施設の防災対策</u>
1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	<u>○暴風雪時における道路管理体制の強化</u> <u>○除雪体制の確保</u>
1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	<u>○冬季も含めた帰宅困難者対策</u> <u>○積雪寒冷を想定した避難所等の対策</u>
1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	<u>○関係機関の情報共有化</u> <u>○住民等への情報伝達体制の強化</u> <u>○観光客、高齢者等の要配慮者対策</u> <u>○地域防災活動、防災教育の推進</u>
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<u>○物資供給等に係る連携体制の整備</u> <u>○非常用物資の備蓄促進</u>
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	<u>○防災訓練等による救助・救急体制の強化</u> <u>○自衛隊体制の維持・拡充</u> <u>○救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備</u>
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	<u>○被災時の医療支援体制の強化</u> <u>○災害時における福祉的支援</u> <u>○防疫対策</u>
3-1 道内外における行政機能の大幅な低下	<u>○災害対策本部機能等の強化</u> <u>○行政の業務継続体制の整備</u> <u>○広域応援・受援体制の整備</u> <u>○政府機能等のバックアップ</u>
4-1 エネルギー供給の停止	<u>○再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>○電力基盤等の整備</u> <u>○多様なエネルギー資源の活用</u> <u>○石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策</u>
4-2 食料の安定供給の停滞	<u>○食料生産基盤の整備</u> <u>○道産食料品の販路拡大</u> <u>○道産農産物の産地備蓄の推進</u> <u>○生鮮食料品の流通体制の確保</u>
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	<u>○水道施設等の防災対策</u> <u>○下水道施設等の防災対策</u>
4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	<u>○北海道新幹線の整備等</u> <u>○道内交通ネットワークの整備</u> <u>○道路施設の防災対策等</u> <u>○空港の機能強化</u> <u>○鉄道施設の耐震化</u>
5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	<u>○リスク分散を重視した企業立地等の促進</u> <u>○企業の業務継続体制の強化</u> <u>○経済活動の継続に資する情報通信インフラの整備</u> <u>○被災企業等への金融支援</u>
5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	<u>○港湾の機能強化</u> <u>○陸路における流通拠点の機能強化</u>
6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	<u>○ため池の防災対策</u>
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<u>○森林の整備・保全</u> <u>○農地・農業水利施設等の保管理</u>
7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	<u>○災害廃棄物の処理体制の整備</u> <u>○地籍調査の実施</u>
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	<u>○災害対応に不可欠な建設業との連携</u> <u>○行政職員の活用促進</u>

* 施策項目を構成する各施策については、計画原案本編に掲載

V 地域における施策展開の方向性

1 地域の実情や特性に応じた施策展開

- ▶ 道内各地域における施策展開に当たっては、「IV 北海道強靱化のための施策プログラム」を基本に、以下に示す方向性にも留意しながら、地域の実情や災害リスクの特性に応じ、効果的に推進

地域	主な施策の展開方向
道南	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸、日本海沿岸の地震津波対策の強化 ・駒ヶ岳、恵山の噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・後志利別川の治水対策の推進 ・新幹線の開業を見据えた地域内外との交通ネットワーク強化 ・離島の防災対策に不可欠な航路、航空路の維持確保 など
道央	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸、日本海沿岸の地震津波対策(長周期震動対策含む)の強化 ・樽前山、有珠山、倶多楽の噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・千歳川遊水地群や新桂沢ダム等の治水施設の整備 ・災害時の人や物資の円滑な輸送に向けた道路、空港、港湾の機能強化 ・札幌都心部における帰宅困難者対策の充実 ・首都圏等の本社機能やデータセンターの立地促進 ・行政、経済の業務継続体制の強化 など
道北	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸の地震津波対策の強化 ・大雪山、十勝岳の噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・サンルダム等の治水施設の整備 ・災害時の人や物資の円滑な輸送に向けた道路、空港、港湾の機能強化 ・海岸線の幹線道路の寸断に備えた代替ルートの確保検討 ・離島の防災対策に不可欠な航路、航空路の維持確保 ・風力等の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組推進 など
オホーツク	<ul style="list-style-type: none"> ・雌阿寒岳の噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・常呂川等の治水対策の推進 ・災害時の人や物資の円滑な輸送に向けた道路、空港、港湾の機能強化 など
十勝	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸の地震津波対策の強化 ・雌阿寒岳の噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・十勝川等の治水対策の推進 ・災害時の人や物資の円滑な輸送に向けた道路、空港、港湾の機能強化 ・バイオマスエネルギーの利用促進 など
釧路・根室	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸の地震津波対策、高潮対策の強化 ・雌阿寒岳、アトサヌプリの噴火に備えた警戒避難体制の強化 ・釧路川等の治水対策の推進 ・災害時の人や物資の円滑な輸送に向けた道路、空港、港湾の機能強化 ・石炭採掘技術の高度化等に向けた取組推進 など

2 地域間連携による施策展開

- ▶ 地震津波や火山噴火などの広域大規模災害に備え、避難場所の確保や救援救護活動、救援物資の調達などの応急対策について、広域的な観点から地域間連携による支援体制を強化
 - ・ 道と市町村、民間企業等との災害時応援体制の強化
 - 広域避難の受入など道と市町村の相互応援体制の強化、広域での物資調達体制の強化 など
 - ・ 市町村相互の応援体制の強化
 - 地理的に離れた市町村間における災害時の連携も含めた相互交流の促進 など
 - ・ 道外自治体との連携の推進
 - 道と他の都府県との広域応援・受援体制整備、道外市町村との応援協定の締結促進

VI 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

- ▶ 計画期間は概ね5年とし、それ以前においても社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じ見直し

2 計画の推進方法

- ▶ 道庁内の所管部局を中心に、施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証
- ▶ P D C A サイクルによる計画の着実な推進を図るため、向こう1年間における具体的な施策の推進方策を示す「北海道強靱化計画推進方策(仮称)」を毎年度策定

3 計画の推進体制

- ▶ 国、市町村、関係団体・企業等との連携による推進体制を整備
- ▶ 市町村における地域計画策定など強靱化の取組に対し、多面的な支援を実施